

人権擁護委員会規則

(平成二十八年三月十七日規則第七十六号)

全部改正 平成二八年 三月一七日

改正 令和 三年 六月一八日

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 委員会の組織(第三条―第二十五条)
 - 第三章 人権救済申立事件(第二十六条―第四十条)
 - 第四章 再審支援申立事件に関する特則(第四十一条―第五十一条)
 - 第五章 雑則(第五十二条―第五十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会会則第七十五条第一項及び第二項に規定する任務等を適正かつ迅速に遂行するため、人権擁護委員会(以下「委員会」という。)の組織並びに人権救済申立事件の手續に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

- 一 人権救済申立事件の調査
- 二 再審請求及び再審公判の支援(以下「再審支援」という。)
- 三 人権問題に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げる事項に関連する事項

第二章 委員会の組織

(委員)

第三条 委員会の委員は、百二十人以内とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

2 副委員長は、十一人以内とする。

3 委員長及び副委員長は、いつでも、委員会の決議によって解任することができる。

(委員長の職務)

第五条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、副委員長の候補者を推薦することができる。

(副委員長の職務)

第六条 副委員長は、委員長の指名により総務、財務、事件管理その他の委員会の事務を分掌し、委員長を補佐する。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定める順序により、委員長の職務を代行する。

(正副委員長会議)

第七条 委員長及び副委員長は、正副委員長会議において、次に掲げる事項を審議する。

- 一 委員会の任務に関する企画、連絡、調整及び渉外
- 二 委員会、常任委員会又は委員長が正副委員長会議の議に付すことを相当と認めたる事項

(委員会に関する規定の準用)

第八条 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、正副委員長会議について準用する。

(委員会の決議事項)

第九条 次に掲げる事項は、委員会で決議しなければならない。

- 一 委員会の予算及び決算の承認
- 二 委員会における準則の制定及び改廃(ただし、法令及び日本弁護士連合会(以下「本会」という。)の会則、会規等の規定に反しないものに限る。)
- 三 人権問題に関する意見の表明その他の委員会の任務に関する適宜の措置
- 四 常任委員会、正副委員長会議又は委員長が委員会の議に付すことを相当と認められた事項

(委員会の招集等)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認める者に対し、委員会に出席して報告をすること又は意見を述べることが求められることができる。

(少数委員による招集の請求)

第十一条 三十人以上の委員は、委員長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、委員会の招集を請求することができる。

(委員会の決議)

第十二条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決議し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員会の議事の非公開)

第十三条 委員会の議事は、公開しない。ただし、議長は、希望者に対し、傍聴を許可することができる。

(委員会の議事録)

第十四条 委員会の議事については、議事録を作成し、本会に保存しなければならない

ない。

(常任委員会)

第十五条 委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 委員長及び副委員長
- 二 部長及び副部長のうち部会で指名された者
- 三 人権ニュース編集委員会の委員長
- 四 委員会で指名された委員

3 前項第四号に掲げる委員は、いつでも、委員会の決議によって解任することができる。

(常任委員会の決議事項)

第十六条 常任委員会は、次に掲げる事項を決議する。

- 一 人権問題及び人権救済申立事件の部会への配点
- 二 事業計画案及び実行予算案の作成その他の財務上必要な事項
- 三 委員会の企画及び開催に係る行事の実施要領
- 四 部会、事件委員会、再審事件調査委員会、再審事件委員会、特別部会、プロジェクトチーム及び人権ニュース編集委員会の活動の改善等に関する事項
- 五 委員会における必要な機関の設置及び廃止並びにそれらの委員等の選任及び解任
- 六 委員会、正副委員長会議及び委員長の権限に属する事項以外の事項
- 七 委員会、正副委員長会議又は委員長が常任委員会の議に付すことを相当と認めたる事項

(少数委員による議案の提出)

第十七条 十人以上の常任委員会の委員は、委員長に対し、常任委員会の決議事項について議案を提出することができる。

(委員会に関する規定の準用)

第十八条 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、常任委員会について準用する。

(部会)

- 第十九条 委員会に部会を置き、特定の人権問題の調査及び研究を担当させる。
- 2 部会は、委員会で指名された委員及び委員以外の者の中から常任委員会で選任された特別委嘱委員をもって構成する。
- 3 前項に規定する指名は、全ての委員がいずれかの部会に所属するように行わなければならない。

(部会の職務)

- 第二十条 部会は、次に掲げる事項を行うことを職務とする。
- 一 担当する人権問題に関する調査及び研究
- 二 担当する人権救済申立事件の予備審査及び本調査の進捗状況の確認並びにその結論及び理由についての事件委員会又は再審事件調査委員会との協議
- 三 委員会、常任委員会、正副委員長会議又は委員長が部会の議に付すことを相
当と認めた事項

(部会長及び副部会長)

- 第二十一条 部会に、当該部会に所属する委員の互選により、部会長及び副部会長を置く。
- 2 副部会長は二人とし、そのうち一人は常任委員会の委員を兼務する。
- 3 部会長及び副部会長は、いつでも、委員会又は部会の決議によって解任することができる。

(委員会に関する規定の準用)

第二十二条 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、部会について準用する。

(人権ニュース編集委員会)

第二十三条 委員会に、人権ニュース編集委員会を置く。

2 人権ニュース編集委員会は、常任委員会で指名された委員及び委員以外の者の中から常任委員会で選任された特別委嘱委員をもって構成する。

3 人権ニュース編集委員会は、人権ニュースの編集に関する事項を行うことを職務とする。

4 人権ニュース編集委員会に、委員会の決議により、委員長を置く。

5 人権ニュース編集委員会の委員長は、いつでも、委員会の決議によつて解任することができる。

6 第十条の規定は、人権ニュース編集委員会について準用する。

(特別部会)

第二十四条 委員会に、常任委員会の決議を経て、特別部会を置くことができる。

2 特別部会は、常任委員会で指名された委員及び委員以外の者の中から常任委員会で選任された特別委嘱委員をもって構成する。

3 特別部会は、個別具体的な人権問題について調査及び研究を行うことを職務とする。

4 特別部会に、当該特別部会に所属する委員及び特別委嘱委員の互選により、特別部会長及び副特別部会長を置く。

5 特別部会長及び副特別部会長は、いつでも、委員会又は特別部会の決議によつて解任することができる。

6 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、特別部会について準用する。

(プロジェクトチーム)

第二十五条 委員長は、委員会にプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、委員長が指名する委員及び委員以外の者の中から委員長が選任する特別委嘱委員をもって構成する。

3 プロジェクトチームは、委員長が指定する事項について調査及び研究を行い、その結果を報告することを職務とする。

4 プロジェクトチームに、当該プロジェクトチームに所属する委員及び特別委嘱委員の互選により、座長を置く。

5 プロジェクトチームの座長は、いつでも、委員会若しくはプロジェクトチームの決議又は委員長によつて解任することができる。

6 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、プロジェクトチームについて準用する。

第三章 人権救済申立事件

(除斥)

第二十六条 委員及び特別委嘱委員は、次に掲げる事件の調査から除斥される。

- 一 自己、配偶者又は三親等内の親族が当事者又は代理人である事件
 - 二 事務所を共にする弁護士又は外国法事務弁護士が当事者又は代理人である事件
 - 三 自己が所属する弁護士法人、外国法事務弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はその社員若しくは使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士が当事者又は代理人である事件
- 2 前項の規定により除斥された委員及び特別委嘱委員は、当該事件に関する審議及び決議に加わることができない。

(回避)

第二十七条 委員及び特別委嘱委員は、調査の公正を疑われる事情があるときは、当該事件の処理を回避することができる。

2 前項の規定により回避した委員及び特別委嘱委員は、当該事件に関する審議及び決議に加わることができない。

(簡易審査)

第二十八条 被害者又は事件関係者その他の第三者から人権救済の申立てを受けたとき、又は弁護士会若しくは弁護士会連合会から事件を委員会に移送することに ついて意見を求められたときは、当該事件を正副委員長会議による簡易審査に付す。

2 正副委員長会議は、前項の申立てにつき、予備審査の開始又は不開始を決議す

る。この場合において、相当と認めるときは、予備審査を経ることなく本調査を開始することを決議し、又は弁護士会若しくは弁護士会連合会に事件を移送することを決議することができる。

3 正副委員長会議は、前項の規定により事件を移送することを決議するときは、あらかじめ当該弁護士会又は当該弁護士会連合会の意見を聴かなければならない。

4 正副委員長会議は、第一項に規定する求意見に係る事件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事件の移送を受けて予備審査又は本調査の開始を決議することができる。

一 社会的影響が特に重大であるもの

二 事件の内容又は事件関係者が全国又は広域にまたがるもの

三 国の機関に対する説明又は資料提出の請求その他の調査を必要とするもの

四 前三号に掲げるものに準じるものであって、委員会で処理することが相当であると認められるもの

5 委員長は、簡易審査の結論及び理由を常任委員会に報告しなければならない。

(申立ての内容の通知)

第二十九条 委員会は、前条第一項の申立てを受けた場合において、相手方に対し早急に適切な対応をとる機会を与える必要があると認めるときは、正副委員長会議の決議を経て、相手方に申立ての内容を通知することができる。

(予備審査)

第三十条 簡易審査において予備審査の開始が決議されたとき、又は常任委員会が自ら認知した事件について予備審査の開始を決議したときは、当該事件を部会による予備審査に付す。

2 予備審査は、人権侵害について措置をとる可能性がある事件を選別すること及び本調査における調査の指針を示すことにより、事件処理を適正かつ迅速に行うことを目的とする。

3 部会は、事件について予備審査を行い、その結論及び理由を常任委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、常任委員会は、予備審査を継続することを不相当と

認めるときは、中止を決議する。

5 常任委員会は、第三項に規定する報告を受けたときは、本調査の開始又は不開始を決議する。この場合において、相当と認めるときは、弁護士会又は弁護士会連合会に事件を移送することを決議することができる。

6 常任委員会は、前項の規定により事件を移送することを決議するときは、あらかじめ当該弁護士会又は弁護士会連合会の意見を聴かなければならない。

(事件委員会の設置)

第三十一条 常任委員会は、前条第五項の規定により本調査の開始を決議したとき、又は自ら認知した事件について本調査の開始を決議したときは、当該事件の本調査を行う事件委員会を設置する。

2 正副委員長会議は、簡易審査において本調査の開始を決議したときは、当該事件の本調査を行う事件委員会を設置する。

3 事件委員会は指名された委員及び委員以外の者の中から選任された特別委嘱委員をもって構成し、委員の指名及び特別委嘱委員の選任は、第一項の場合にあつては常任委員会が、前項の場合にあつては正副委員長会議又はその委任により常任委員会が行う。

4 事件委員会は、本調査を行うほか、当該事件について常任委員会又は正副委員長会議が付託した事項を行う。

(事件委員長)

第三十二条 事件委員会に、当該事件委員会に所属する委員及び特別委嘱委員の互選により、事件委員長を置く。

2 事件委員長は、事件委員会が担当する本調査の処理計画及び進捗状況並びに付託された事項についての活動状況を、常任委員会及び当該事件を担当する部会に報告しなければならない。

3 事件委員長は、いつでも、委員会又は事件委員会の決議によつて解任することができる。

(委員会に関する規定の準用)

第三十三条 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、事件委員会について準用する。

(本調査及び和解のあつせん)

第三十四条 事件委員会は、事件について本調査を行い、その結論及び理由を常任委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、常任委員会は、本調査を継続することを不相当と認めるときは、中止を決議する。

3 常任委員会は、本調査がいかなる程度にあるかを問わず、人権侵害又はそのおそれがあり、かつ、和解による解決が相当であると認めるときは、申立人及び相手方その他関係者に対し、和解のあつせんをすることができる。この場合において、和解が成立したときは、中止を決議することができる。

(調査の委託)

第三十五条 委員会は、相当と認めるときは、弁護士会又は弁護士会連合会に対し、その意見を聴いて、予備審査及び本調査における調査を委託することができる。

2 前項の場合において、委員会は、必要と認めるときは、調査に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

(措置等の提案)

第三十六条 常任委員会は、本調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあるとき認めるときは、当該事件について措置をとることを決議する。

2 常任委員会は、本調査の結果、特定の制度又はその運用が日本国憲法、国際人権規約等の人権規範に抵触し、又は抵触する疑いがあると認めるときは、当該制度又はその運用について意見表明をすることを決議する。

3 委員会は、常任委員会が前二項に規定する決議をしたときは、措置をとること又は意見表明をすることを決議し、本会に提案することができる。

4 前項に規定する場合において、緊急の必要又はやむを得ない事情があるときは、委員長は、委員会の決議を経ずに、本会に対し、措置をとること又は意見表明をすることを提案することができる。

5 委員会及び委員長は、前二項の規定により提案をするときは、あらかじめ、措置又は意見表明の名宛人に対し、事件について説明をし、又は資料を提出する機会を与えなければならない。

(人権侵害又はそのおそれがある事件についての措置等)

第三十七条 人権侵害又はそのおそれがある事件についての措置は、侵害される人権又は権利若しくは利益の内容及び性質並びに侵害の態様、程度等を勘案し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 相手方、その監督機関等に対し、本会の意見を通告し、被害者の救済、今後の人権侵害の防止等について適切な対応を強く求めるとき 警告
- 二 相手方、その監督機関等に対し、本会の意見を伝え、被害者の救済、今後の人権侵害の防止等について適切な対応を求めるとき 勧告
- 三 相手方、その監督機関等に対し、本会の意見を伝え、被害者の救済、今後の人権侵害の防止等について適切な対応を要望するとき 要望
- 2 委員会は、本会を通じ、又は本会の承認を経て、措置をとる場合及び意見表明をする場合は、申立人及び相手方に対し、理由を付してその旨を通知する。ただし、通知する必要がない場合及び通知することが相当でない場合は、この限りでない。

3 委員会は、本会を通じ、又は本会の承認を経て措置をとるときは、常任委員会の決議に基づき、併せて次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該人権侵害について、告発、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二百六十二条第一項の規定による付審判の請求等の手続をとること又はこれに協力すること。
- 二 被害者、申立人等に対し、被害の救済、今後の人権侵害の防止等について、助言すること又は必要な対応に協力すること。

(委員長による措置等)

第三十八条 委員長は、本調査の結果、人権侵害若しくはそのおそれがあると認められる場合又は特定の制度若しくはその運用が日本国憲法、国際人権規約等の人権規範に抵触し、若しくは抵触する疑いがあると認める場合において、緊急を要する

ときは、日本弁護士連合会会則第七十五条第三項の規定に従い、会長と協議して、措置をとり、又は意見表明をすることができる。

2 委員長は、第三十六条第四項の規定による提案をしたとき、又は前項の規定により、措置をとり、若しくは意見表明をしたときは、遅滞なく、その内容を委員会に報告しなければならない。

(不措置)

第三十九条 常任委員会は、本調査の結果、措置及び意見表明をするには至らないと認めるときは、不措置を決議する。

(措置後の照会)

第四十条 委員会は、本会を通じ、又は本会の承認を経て、措置をとった場合及び意見表明をした場合は、相当期間経過後に、措置又は意見表明の相手方に対し、当該措置又は当該意見表明を受けてとった対応等について照会をすることができ
る。

第四章 再審支援申立事件に関する特則

(再審支援申立事件)

第四十一条 再審支援を求める人権救済申立事件（以下「再審支援申立事件」という。）については、有罪の言渡をした確定判決の基となる刑事事件（以下「当該刑事事件」という。）に関し、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- 一 有罪の言渡をした確定判決又は控訴若しくは上告を棄却した確定判決が誤判である可能性
- 二 再審請求に必要とされる新証拠が発見される可能性
- 三 当該刑事事件の内容、性質、社会的影響等に照らし、本会が当該刑事事件の再審支援を行う必要性の程度及び相当性

(再審事件調査委員会の設置)

第四十二条 常任委員会は、再審支援申立事件について本調査の開始を決議したと

きは、当該再審支援申立事件の本調査を行う再審事件調査委員会を設置する。

2 正副委員長会議は、再審支援申立事件の簡易審査において本調査の開始を決議したときは、当該再審支援申立事件の本調査を行う再審事件調査委員会を設置する。

3 再審事件調査委員会は指名された委員及び委員以外の者の中から選任された特別委嘱委員をもって構成し、委員の指名及び特別委嘱委員の選任は、第一項の場合にあっては常任委員会が、前項の場合にあっては正副委員長会議又はその委任により常任委員会が行う。

4 再審事件調査委員会は、再審支援申立事件の本調査を行うほか、当該再審支援申立事件について常任委員会又は正副委員長会議が付託した事項を行う。

5 再審支援申立事件については、第三十一条の規定は適用しない。

(再審事件調査委員長)

第四十三条 再審事件調査委員会に、当該再審事件調査委員会に所属する委員及び特別委嘱委員の互選により、再審事件調査委員長を置く。

2 再審事件調査委員長は、再審事件調査委員会が担当する再審支援申立事件の本調査の処理計画及び進捗状況並びに付託された事項についての活動状況を、常任委員会及び当該再審支援申立事件を担当する部に報告しなければならない。

3 再審事件調査委員長は、いつでも、委員会又は再審事件調査委員会の決議によって解任することができる。

4 再審支援申立事件については、第三十二条の規定は適用しない。

(委員会に関する規定の準用)

第四十四条 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、再審事件調査委員会について準用する。

(再審支援申立事件の処理)

第四十五条 再審事件調査委員会は、再審支援申立事件について本調査を行い、その結論及び理由を常任委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、常任委員会は、本調査を継続することを不相当と認

めるときは、中止を決議する。

3 常任委員会は、本調査の結果、相当と認めるときは、当該事件について再審支援を行うことを決議する。

4 委員会は、常任委員会が前項に規定する決議又は本調査を経ることなく再審支援を行うことを決議した場合において、相当と認めるときは、当該事件について再審支援を行うことを決議し、本会に提案することができる。

5 前項に規定する場合において、緊急の必要又はやむを得ない事情があるときは、委員長は、委員会の決議を経ずに、本会に対し、再審支援を行うことを提案することができる。

6 委員長は、前項の規定による提案をしたときは、遅滞なく、その内容を委員会に報告しなければならない。

7 常任委員会は、本調査の結果、再審支援を行うには至らないと認めるときは、不措置を決議する。

8 再審支援申立事件については、第三十四条及び第三十六条から第四十条までの規定は適用しない。

(再審支援の通知)

第四十六条 委員会は、本会が再審支援を行うことを決定したときは、申立人に対し、理由を付してその旨を通知する。

(再審事件委員会の設置)

第四十七条 常任委員会は、本会が再審支援を行うことを決定したときは、再審事件委員会を設置する。

2 再審事件委員会は、常任委員会で指名された委員及び委員以外の者の中から常任委員会で選任された特別委嘱委員をもって構成する。

(再審事件委員会の活動)

第四十八条 再審事件委員会は、常任委員会の承認を得て次に掲げる事項を行うほか、当該再審支援申立事件について常任委員会が付託した事項を行うことができる。

- 一 当該刑事事件の再審請求の支援
- 二 当該刑事事件の再審請求及び再審公判における弁護士候補者の推薦
- 三 鑑定、実験、検証等の立証活動の支援
- 四 再審無罪判決の確定に伴う刑事補償及び費用補償の請求の支援
- 五 前各号に掲げるもののほか、再審支援として必要と認められる事項

(再審事件委員長)

第四十九条 再審事件委員会に、当該再審事件委員会に所属する委員及び特別委嘱委員の互選により、再審事件委員長を置く。

2 再審事件委員長は、再審事件委員会が担当する再審支援申立事件に関し、再審請求又は再審公判の進捗状況その他の再審支援の活動状況を、常任委員会及び当該再審支援申立事件を担当する部会に報告しなければならない。

3 再審事件委員長は、いつでも、委員会又は再審事件委員会の決議によって解任することができる。

(委員会に関する規定の準用)

第五十条 第十条及び第十二条から第十四条までの規定は、再審事件委員会について準用する。

(再審支援の継続及び終了)

第五十一条 再審支援は、本会がその決定をした後に申立人が死亡した場合であっても、継続するものとする。

2 再審支援は、次に掲げる場合に終了する。

- 一 無罪判決の確定に伴う刑事補償及び費用補償の請求手続が終了したとき。
- 二 委員会が終了を相当と認めたとき。

第五章 雑則

(関係人の名誉の保持)

第五十二条 委員会、委員及び特別委嘱委員は、事件の調査に当たり、関係人の名

譽を毀損することのないように注意しなければならない。

(秘密の保持)

第五十三条 委員、特別委嘱委員及び本会の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(準則への委任)

第五十四条 委員会は、法令及び本会の会則、会規等の規定に反しない限り、この規則を実施するために必要な事項を委員会における準則で定めることができる。

附 則 (平成二八年三月一七日全部改正)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の人権擁護委員会規則の規定によりなされた調査、決議その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた調査、決議その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に委員会に置かれている再審事件委員会であつて、本会が再審支援を行うことを決定するに至っていない再審支援申立事件を担当するものは、この規則第四十二条の規定により置かれた再審事件調査委員会とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に委員会に置かれている再審事件委員会であつて、本会が再審支援を行うことを決定した再審支援申立事件を担当するものは、この規則第四十七条の規定により置かれた再審事件委員会とみなす。

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第二六条改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年十一月一日から施行)